

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する
明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

(

)

当期積立額		1	円	翌	期	首	中	部	国	際	空	港	11	円
(1)の 内 訳	(1)のうち損金経 理による積立額	2		期	当	均	基準事業年度等の終了 の日における中部国際 空港整備準備金の金額					12		
							益	均等益金算入額						13
	越	金	(12) × ——					14						
積立 取 得 限 度 額 の 計 算	空基 港準 用積 地額	累積限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年 度又は同日を含む連結事業年度 の開始の時ににおける中部国際空 港用地の帳簿価額)	4	額	の	算	同上以外の場合 による益金算入額					14		
	立	取	得				計	算	の	額	計 (13) + (14)			
積立 取 得 限 度 額 の 計 算	空港用地取得価 額	空港用地取得価額基準額 $(4) \times \frac{1}{10}$	5	計	算	期	当期積立額のうち損金算入額 (10)					16		
	算	度	額				の	計	算	の	額			期 末 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 の 金 額 (11) - (15) + (16)
積立 取 得 限 度 額 の 計 算	累積限度基準額残 額	$(4) - ((11) - (14))$	6	貸	借	対	貸借対照表に計上されている 中部国際空港整備準備金					18		
	額	の	計				算	の	金	差 引 (18) - (17)				
積立 取 得 限 度 額 の 計 算	所得又 は連結 所得の 金額	所得又は連結所得の金額 (別表四「41の①」)又は(別 表四の二「48の①」+「49の ①」+「50の①」+「51の ①」)	7	当	期	積	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))					20		
	の	計	算				の	金	積立限度超過額 (1) - (9)					21
積立 取 得 限 度 額 の 計 算	所得基 準額	所得基準額 $(7) \times \frac{2}{3}$	8	分	の	差	当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)					22		
	算	の	金				前期以前分 前期末における差額 (前期の(19))							23
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額		10		明	細									

別表十二(十二)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額